
參考資料

1 改定の経緯

■平成30年度

都市計画マスタープラン改定に係る基礎調査の実施

庁内ヒアリング、都市構造の分析、市民アンケート調査、都市構造の主要課題と対応方向検討

■令和元年度

令和元年10月 第1回市民懇談会（ワークショップ）

テーマ：『これからの宜野湾市のまちづくりのキーワードを話し合おう！』

令和元年11月 第1回幹事会

（議題）改定方針、主要課題、将来都市構造について

令和元年11月 第1回改定検討委員会

（議題）改定方針、主要課題、将来都市構造について

令和元年12月 第2回市民懇談会（ワークショップ）

テーマ：『分野別まちづくりのキーワードを話し合おう！』

令和2年1月 第2回幹事会

（議題）①都市の将来像、②全体構想について ※たたき台

令和2年3月 第3回幹事会

（議題）①第2回幹事会を踏まえた修正案について報告・確認



第1回市民懇談会



第2回市民懇談会

■ 令和2年度

令和2年 6月 書面による意見聴取【検討委員】

コロナ禍による緊急事態宣言により第2回検討委員会を延期 ⇒ ①「都市の将来像」、
②「全体構想（分野別方針）」について、検討委員の皆様へ意見聴取を実施

令和2年 7月 第4回幹事会

（議題）①「都市の将来像」、②「全体構想（分野別方針）」について

令和2年 8月 第2回検討委員会

（議題）①「都市の将来像」、②「全体構想（分野別方針）」について

令和2年 11月 第3回市民懇談会（ワークショップ）

テーマ：『お住いの地域の強み・弱みと将来のテーマを話し合おう！』

令和2年 11月 第4回市民懇談会（ワークショップ）

テーマ：『これからの地域のまちづくりの進め方を話し合おう！』



第3回市民懇談会



第4回市民懇談会

令和2年 12月 第5回幹事会

（議題）①全体構想（分野別方針）までのとりまとめ案についての報告
②地域別方針（案）について

令和3年 1月 第6回幹事会

（議題）①地域別方針（案）について
②都市づくりの実現に向けて（骨子案）について

令和3年 2月 第3回検討委員会

（議題）①全体構想（分野別方針）までのとりまとめ案についての報告
②地域別方針（案）について

■令和3年度

令和3年 5月 第7回幹事会

(議題) ①地域別構想 ②都市づくりの実現に向けて ③その他

令和3年 5月 第4回委員会 (コロナ禍による緊急事態宣言を踏まえ書面会議)

(議題) ①地域別構想 ②都市づくりの実現に向けて ③その他

令和3年 6月 市民説明会 (※緊急事態宣言を踏まえ中止)

※説明会に代わり市公式 HP において動画を配信



市公式 HP で公開した説明動画

令和3年 7月 都市計画マスタープラン (原案) パブリックコメント

令和3年 7月 宜野湾市都市計画審議会 (諮問)

宜野湾市都市計画マスタープランの改定について

令和3年 8月 第8回幹事会 (コロナ禍による緊急事態宣言を踏まえ書面会議)

(議題) 宜野湾市都市計画マスタープラン (案) について

令和3年 8月 第5回委員会

(議題) 宜野湾市都市計画マスタープラン (案) について

令和3年 10月 宜野湾市都市計画審議会 (答申)

令和3年 11月 庁議説明

令和3年 12月 改定

2 用語集

あ行

アフターコンベンション

見本市・シンポジウム・博覧会など、コンベンションのあとの催しや懇親会のこと。

IoT

Internet of Things (モノのインターネット) の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体 (モノ) に通信機能を持たせ、インターネットに接続し相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

ICT

Information and Communication Technology (情報通信技術) の略。情報処理だけではなく、インターネット等の通信技術を利用した産業やサービスのこと。

ウォークابل

「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった意味合いを持つ。車中心の都市づくりから、歩くことを中心とした都市ヘシフトするための都市戦略用語として使われる。

ウォーターフロント

過密化した都市部における新たな開発区域としての港湾や臨海部を指す。

AI

Artificial Intelligence (人工知能) の略。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。

NPO

Non-profit Organization (非営利組織) の略。政府や私企業とは独立した存在として、住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標 (17の目標と169のターゲット)。

オープンスペース

公園・広場・空き地など、建物によって覆われていない土地を意味する。

か行

開発許可制度

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を担保し、良好で安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止するため、一定の開発行為を行う場合は県の許可を受けなければならない制度。

街区公園

都市公園の一つ。もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。

環境学習

人間を取り巻く自然及び人為的環境と人間との関係において、人口、環境汚染、資源の配分と枯渇、自然保護、運輸、技術、都市と地方の開発計画などが人間の環境に対していかなる関わりを有するかを理解するための学習。

幹線道路

全国、地域または都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。

基幹公園

市民の日常生活に密着した最も基本的な公園で、近隣住区を配置単位として設ける住区基幹公園と、都市を単位として設ける都市基幹公園からなる。主としてコミュニティ形成の場、ス

スポーツ・レクリエーションの場、震災・火災などの災害時の避難地などとして、多様な機能を持っている。

住区基幹公園 …………… 街区公園、近隣公園、地区公園
都市基幹公園 …………… 総合公園、運動公園

基幹バスシステム

バス専用レーンの導入や乗降性に優れた車両の導入等により、高い輸送力、走行性、快適性を備えた新たな交通システム。主要拠点を結ぶ定時速達性が高く多頻度運行の基幹バスと、その他の地域へのアクセスを担う支線バスによってネットワークを構築する。

既存ストック

市街地において今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市施設や住宅、商業・業務施設、工業施設などのこと。

狭隘道路

主に幅員 4m未満の道路。

緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

区域区分

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分して、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的としている。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み。

景観計画

地域の良好な景観の形成に向け、景観行政団体が策定する計画。景観形成に関する基本方針や区域等が位置づけられる。

景観形成重点地区

「宜野湾市景観計画」にて、景観づくりを重点的に推進すべきと位置づけられる地区のこと。

景観重要公共施設

景観計画区域内の景観上重要な公共施設（道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等）に関して、あらかじめ地方自治体（景観行政団体）と公共施設管理者が協議し同意がなされた場合、それらの施設を「景観重要公共施設」として景観計画に位置付けることができる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に即して整備されることが義務付けられる。

景観地区

都市計画によって定められる地域地区の一つで、市街地の良好な景観を形成するための地区をいう。その指定要件等は景観法に規定されており、景観地区内においては、建築物の形態意匠（デザイン・色彩など）が規制される他、条例によって、工作物の形態意匠の制限、建築物・工作物の高さ限度、壁面の位置等、開発行為等の規制を定めることができる。

減災

災害が発生した際に被害を出さないようにする「防災」に加えて、被害を最小限に抑えることを目的とする理念。

建築協定

住宅地としての環境または、商店街としての利便を高度に維持増進するなどのため、土地所有者等の全員の合意によって、建築基準法に決められた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細かい基準を定めて、互いに守りあっていくことを約束する制度。

建蔽率

建築基準法に基づく建築物の形態制限のひとつで、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。敷地内における空地の量を確保し、建築物の過密化を防ぐことによる市街地環境の保全と、防火上の安全性の向上などを図るための規制。

公共交通

公共交通機関。不特定多数が利用できる交通機関のこと。鉄道、路線バス、タクシーなど。

交通結節点

鉄道駅やバス停などの異なる交通手段を相互に連絡する乗換・乗継施設のこと。

高度利用地区

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区のこと。

公募設置管理制度（Park-PFI）

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた制度で、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。

交流人口

通勤・通学、買い物、文化鑑賞、スポーツ、観光、レジャーなど、特に来訪目的を問わず、その地域に訪れる人々のこと。なお、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことは「関係人口」という。

国土強靱化

国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより、致命的な被害を追わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つこと。

コミュニティ

自治会などの地域単位や特定の目標など、共通のつながりを持つ共同体、地域社会のこと。

コミュニティバス

既存のバスサービスだけではカバーできないニーズに対応する乗合バスで、交通空白地域等の解消、公共施設等の利用を容易にすることな

ど、住民福祉の向上や地域の活性化などを目的に運行されるバス。

コンパクト・プラス・ネットワーク

住宅や商業施設、医療・福祉施設などの生活サービス施設がまとまって立地し、住民が公共交通や徒歩などにより、これらの施設に容易にアクセスできるまちづくりの考え方。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスなど、繰り返し永続的に利用することができるエネルギー源のこと。

市街化区域

すでに市街地を形成している、または概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図ることとされる都市計画法上の区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべきとされる都市計画法上の区域。農林漁業用の建築物などや一定の要件を備えた計画的開発などを除き、原則として開発行為は許可されない。

市街地開発事業

計画的な市街地の形成や既成市街地の整備を図るため、道路、公園、下水道などの公共施設の整備とあわせて宅地の利用促進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

市街地再開発事業

都市再開発法に基づき市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備と合わせて公共施設の整備を行う事業。

自然的土地利用

農地、山林、水面、河川敷などの自然地のこと。

指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。津波、洪水等、災害による危険が切

迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけるもの。

指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設。

市民緑地

都市部における緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るため、土地所有者又は人工地盤、建築物その他の工作物の所有者の申出に基づき、地方公共団体または都市緑地法第68条第1項の規定に基づく緑地管理機構が当該土地等の所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する緑地。

斜面緑地

斜面地であるために樹林地として残っているような場所。段丘など地形の特色を顕著にし、その地域の景観の重要な要素になることが多い。周囲が市街地で開発されているため、地域に残された貴重な自然環境となる。また、災害防止上も重要になりやすい場所。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。

生産緑地

都市計画では市街地と農地は分けることが基本だが、市街地内にあっても農地として維持することがふさわしいと認められた指定農地。

生態系

多様な生物と、その生息と生育の基盤となる大気、水、土などの自然的要素、それらの間の物質やエネルギーのやり取りを合わせたもの。

Society5.0

AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることによりする実現する新たな未来社会の姿。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会である。

ゾーン30

生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制などを図る安全施策。

た行

地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供されるためのシステムのこと。

地区計画

都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。

DX

Digital Transformation の略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもちに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

低炭素まちづくり

低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある国土づくりを推進する観点から、多くの温室効果ガスが排出されている都市において、マイカー移動から公共交通への転換や自然エネルギーの活用など、低炭素化の促進に配慮したまちづくりを進めること。

低未利用地

長期間利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称のこと。

デマンド型タクシー

交通空白地域等を対象に、民間のタクシーなどを利用して、自宅や指定の場所から目的地まで、利用者の希望時間帯や乗車場所などの要望（デマンド）に応える公共交通サービスのこと。

田園住居地域

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められる地域で、平成 30 年 4 月に住居系用途地域の一類型として創設された。

特別用途地区

特別用途地区は、地域にあった効果的な土地利用の増進と環境保護などを図るため、用途地域を基礎として定める地区。本市では、商業・宿泊施設等のコンベンション機能を補完する施設の立地誘導に向けて、平成 13 年 1 月に宇地泊地区において「コンベンションリゾート特別用途地区」を指定している。

都市型オーシャンフロント・リゾート

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に示された、本市から読谷村に至る西海岸地域において目指すべき姿のこと。

都市機能

行政、教育、文化、情報、商業、交通など住民生活や企業の経済活動に対し、各種のサービスを提供する都市自体が持つ機能のこと。都市圏を越えて広域的に影響のある機能は「高次都市機能」という。

都市基盤

都市の様々な活動を支える基本となるものです。本町では、主に行政が整備するものを対象とし、道路、公園、下水道などを指す。

都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画のこと。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

都市公園

「都市公園法」に定義されているもので、市あるいは県が設置する都市計画施設である公園又は緑地、都市計画区域内において設置する公園又は緑地のこと。その他、国が設置する都市公園もある。

都市施設

都市計画法に基づき、一定の手続きによって決定する施設。道路、公園、上下水道、学校などを指す。

都市的土地利用

住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、公共公益用地、オープンスペース（公園緑地、ゴルフ場など）、その他の空地（駐車場、資材置場、造成用地など）、交通用地（道路用地、鉄道用地）などを指す。

土地区画整理事業

道路・公園・下水道などが未整備のまま宅地化が進んでいる地区や今後進むと予想される地区について、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を目的に行うもの。

は行

パークアンドライド

都心部等での道路交通混雑を避けるため、都市の郊外部において自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法。また、バスへ乗り換える場合は、パークアンドバスライド、自転車を利用したものをサイクルアンドライドともいう。

ハザードマップ

地震や大雨等による浸水被害、土砂災害等の災害に対して、各地域が有する危険性を地図上に表示したもの。

バリアフリー

高齢者や障がい者が生活する上で行動の妨げとなるバリア（障壁）を取り去った生活空間や環境のあり方。

BRT

Bus Rapid Transi（バス・ラピッド・トランジット）の略、連節バス、PTPS（公共車両優先システム）、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと。

PFI

Private Finance Initiative（民間資金等活用事業）の略。公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、効率的な公共サービスの提供を図るという考え方。

ビックデータ

デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータを指す。

PPP

Public Private Partnership（官民連携事業）の略。官民連携事業の総称であり、PFI 以外にも、指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸出などの手段がある。

フィーダー交通

幹線と接続して支線の役割をもって運行される基幹バスや路線バス等を指す。

風致地区

都市計画の地域地区の一つ。都市計画法に基づき、樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域などを都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図ることを目的とする制度。

風致地区内においては、条例で定めるところにより建築物などの設置や宅地造成など土地形質の変更、木竹、土、石等の採取などにも許可行為が必要で制限がある。

防火地域・準防火地域

市街地において、火災に強いまちづくりを進めるために建築物の構造などを定めるもの。防火地域は、地域内の建築物を不燃化する地域で、主に耐火構造にする必要がある。準防火地域は防火地域に準ずる地域で、建築物などの防火性能を集団的に向上させ、火災の延焼拡大を抑制するため、建築物の規模に応じて耐火・準耐火構造などにすることが必要となる。

保留地

土地区画整理事業を実施した際に、事業主体が取得する宅地のこと。

ま行

MICE

多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・研修旅行（Incentive travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、イベント・展示会・見本市（Event、Exhibition）の頭文字をとっている。

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会にも個人にも望ましい方向に自発的に変化することを促す交通政策。過度な自動車利用を抑制し、公共交通機関の適切な利用を促す。

緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、市街地の良好な環境を確保するため、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

レクリエーション

余暇を活用して、心身の疲れをいやし、休養をとったり、娯楽などを行うこと。

流通業務地区

流通機能の向上や道路交通の円滑化等を図る区域について定める都市計画。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、体格などに関わらず、施設や製品、環境などがすべての人にとって使いやすく考えられたデザインのこと。

容積率

建築基準法に基づく建築物の形態制限のひとつで、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合のこと。建築物の密度規制を行うことにより、道路などの公共施設の整備状況に見合った密度に抑えるための規制。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、建築物の無秩序な混在を 방지、合理的な土地利用が行われるように定められた都市計画。住居、商業、工業など目指すべき市街地像に応じて用途別に13種類に分類されており、用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建蔽率等の制限が定められている。

ら行

立地適正化計画

2014年に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設。都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するもの。

宜野湾市都市計画 マスタープラン

令和3年12月

発行 / 宜野湾市

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

☎ 098-893-4411(代表)

編集 / 宜野湾市 建設部 都市計画課

GINOWAN CITY PLANNING MASTER PLANS 2021

